

千葉地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程

令和4年8月2日改正

(目的)

第1条 この規程は、千葉地方最低賃金審議会特別小委員会（以下「特小」という。）の運営に関し、必要な事項について定めるものである。

(審議事項)

第2条 特小は、特定最低賃金に係る決定等の必要性の有無などについて、速やかに結論が得られるよう意見調整を行うものとする。

(構成)

第3条 特小は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各同数をもって組織し、委員の数を9人以内とする。

(小委員長)

第4条 特小に、小委員長を置く。

2 小委員長は、公益を代表する委員のうちから選任する。

3 小委員長に事故があるときは、あらかじめ第2項の規定の例により選任された者が、小委員長の職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 特小の会議（以下「会議」という。）は、小委員長が必要と認めたときのほか、千葉労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、小委員長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、小委員長に通知しなければならない。

3 小委員長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(会議の開催)

第6条 会議は、委員の3分の2以上又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員の各3分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員の欠席)

第7条 小委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、前条に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を小委員長に通知しなければならない。

(会議における発言)

第8条 委員は、会議において発言しようとするときは、小委員長の許可を受けるものとする。

(会議の非公開)

第9条 会議は、委員の自由な発言を保障するため、非公開とする。

(議事録)

第10条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は原則として公開する。ただし、公開することにより個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、小委員長は、議事録及び会議資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(審議会への報告)

第11条 小委員長は、審議結果について、速やかに千葉地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

- この規程は、平成 4年 5月 11日から適用する。
この規程は、平成 10年 7月 28日から適用する。
この規程は、平成 12年 5月 10日から適用する。
この規程は、平成 13年 5月 9日から適用する。
この規程は、令和 3年 6月 25日から適用する。
この規程は、令和 4年 8月 2日から適用する。